平成２５年（フ）第７６８号
札幌市北区北21条西７丁目１番33―205号
債務者　手塚　俊一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８５号
北海道北広島市大曲南ヶ丘４丁目14番地12
債務者　井上すえ子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９４号
札幌市東区北42条東５丁目１番12号　ホープマンション103号
債務者　道券　尚巨
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９５号
札幌市白石区東札幌１条６丁目５番16―401号
債務者　阿部　一晴
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０５号
札幌市西区西野３条５丁目１番40号　ライラックコーポ201号
債務者　金田得太郎こと　金　得太郎
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０６号
札幌市西区西野３条５丁目１番40号　ライラックコーポ201号
債務者　金田英子こと　丁　　英子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２５号
札幌市北区屯田４条８丁目５番９号
債務者　秋山　佳織
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５０号
札幌市南区澄川３条３丁目７番８―302号
債務者　逢阪　太我
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７４号
札幌市白石区南郷通15丁目北３番22―412号
債務者　橋本　猛弘
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８３号
札幌市西区琴似４条５丁目３番１―901号
債務者　安田　幸敏
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
北海道名寄市西11条南６丁目29番地105　塩田アパート
債務者　白戸　正寛
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第１３８号
群馬県前橋市幸塚町62番地２　ヨウラク幸塚101号
債務者　上　　善幸
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
千葉県南房総市久枝1215番地
債務者　三堀　博之
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１８８号
静岡県駿東郡長泉町下長窪153番地の９
債務者　田代　祐子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
静岡県御殿場市新橋2054番地の１　アーバンシティ御殿場407
債務者　咸　　順愛
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
静岡県富士市広見東本町35番１号　県営住宅５―204号
債務者　鈴木　聡美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３３５号
京都市伏見区日野岡西町４番地136
債務者　市村染創こと　市村　和重
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係